

# 金融行政モニターについて

## 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのこと指摘もあるところで。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が**直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞き**するため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

(敬称略)

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 井上 聡   | 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)         |
| 加藤 貴仁  | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授              |
| 白須 洋子  | 青山学院大学経済学部 教授                   |
| 永沢 裕美子 | フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人    |
| 米山 高生  | 東京経済大学経営学部 教授                   |
| 和仁 亮裕  | 弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー) |

## ～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

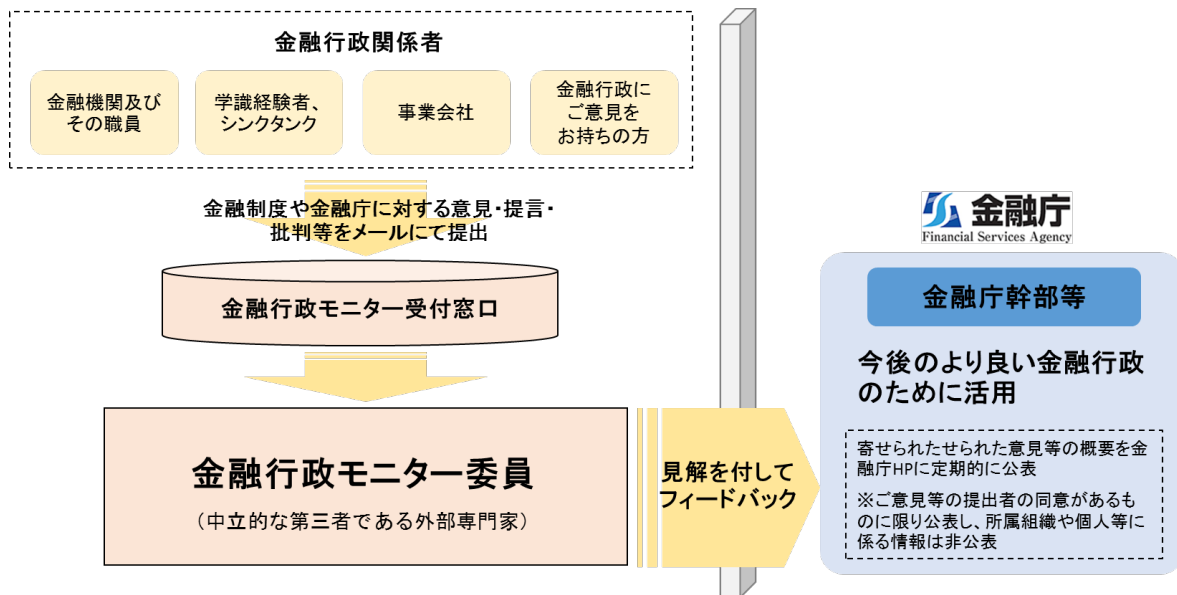
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

## 金融行政モニターの流れ



### 寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

#### ◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

##### 【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

#### ◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

##### 【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

## 金融行政モニター受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

[kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp](mailto:kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp)

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先 金融庁 金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)